

桂川町農業委員会第7回総会議事録

- 1 開催日時 令和3年10月7日(木) 午後1時30分～午後2時10分
- 2 開催場所 桂川町役場 301会議室
- 3 出席委員 10名

正議長	藤春 郁夫	5	神崎 宏昭	最適化推進委員	
副議長	原中輝司	6	高嶋 征敏	11	藤川 房信
1	山邊 俊明	7	竹本 貞男	12	平塚 重義
2		8	芳 中 悟	13	大塚 清文
3	野上伸太郎	9	林 英 明	14	小野山千秋
4	久保正澄	10			

- 4 欠席委員 2名

5 議事日程

議事録署名委員の指名

- (1)議 案 第16号 農用地利用集積計画の決定について
- (2)議 案 第17号 農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)
- (3)そ の 他

6 農業委員会事務局職員

事務局長 小金丸 卓 哉
係 長 藤 木 秀 臣
書 記 原 田 海 世

7 会議の概要

事務局	<p>ご起立をお願いします。</p> <p>只今より令和3年度第7回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください、一同礼。御着席ください。</p> <p>以降、議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定により、藤春会長に執り行っていただきます。よろしくをお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>
議長	<p>只今より令和3年度第7回桂川町農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は12名中10名出席で定足数に達しておりますので総会は成立しております。2番原中壽委員、10番古野泰治郎委員より欠席の旨、通告がありましたのでご報告いたします。</p> <p>それでは議事録署名委員及び会議書記を、議長から指名させていただく事にご異議ありませんか。</p>
会場	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>それでは議事録署名委員を8番芳中悟委員、9番林英明委員にお願いします。なお、会議書記には農業委員会事務局の原田氏を指名いたします。</p> <p>議案第16号、桂川町農用地利用集積計画の決定についての議案に供します。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案書に基づき説明】</p> <p>今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項に規定する案件 令和3年10月8日から令和8年10月7日 5年 貸貸借権 通年 田 水稻 16,325㎡ 8筆 貸手2 借手2</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。質問ご意見等はございますか。</p> <p>よろしければ採決いたします。議案第16号、桂川町農用地利用集積計画の決定について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
全委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第16号は原案のとおり決定しました。続きま</p>

して、議案第17号、桂川町農用地利用集積計画所有権移転についての議案に供します。今回は2件ありますので、審議番号1の説明を事務局よりお願いします。

事務局 【議案書に基づき説明】

議長 これより質疑に入ります。質問等はございませんか。

林委員 ものすごく細長い土地なんですけど、元々はどうなっているんですか。

事務局 こちらの土地が、今言われましたように細長い土地になっておりますけど、実際この7ページの図でいいますと、細く塗られている、ちょうど矢印の部分の所が数か月前に所有権移転がなされた農地になっております。矢印のついた部分と塗ってある部分が、大体1枚の田んぼになっていて、それぞれ所有者の方が違ったものです。今回の売主さんが所有者の名義を変えられたという事で、今回の売買に至ったという経緯でございます。

議長 横が〇〇さんの土地ですか。

事務局 矢印の所が〇〇さんの田んぼですね。一緒にされるような感じですね。

竹本委員 これは畦畔の部分でしょう。

久保委員 矢印のついた部分が永小作で、この部分は前の耕作者の分です。それを全部永小作で本人が作っていたんだけど、この永小作の分を〇〇さんが買われて、そして本人の部分というのが、お父さん名義だったんですね。相続しないと売買できないので、それでちょっと時間がかかって相続をして名義を変えています。田んぼとしては1筆です。どっちにしても本人がもっていてもしょうがないので〇〇さんに売買したという事です。

議長 要は2筆でしょう。

久保委員 2筆で、1枚です。

議長 そういう事でよろしいでしょうか。

それでは採決いたします。議案第17号審議番号1、桂川町農用地利用集積計画所有権移転の決定について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

全 委 員	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第17号審議番号1は原案のとおり決定いたしました。続きまして審議番号2について事務局より説明をお願いします。
事 務 局	【議案書に基づき説明】
議 長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質問等はございますか。
事 務 局	<p>補足でございます。表の中に対価概算額という所がございます。こちらが、2番でいいますと52万5千849円ということで、細かな金額になっています。実際の1,191㎡の売買価格というのは、全体で50万円という金額でございます。そこからプラスで推進機構を活用した場合に手数料という形で売買価格の2.5%という金額がかかりますので、その2万5千円がプラスでかかります。それから端数が発生しているのは実際推進機構から最終的には買うという形なんですけど、推進機構が売主側にお金を先にお支払いします。その時の利息が若干数百円発生するという事で、今回このような端数がついていることとでございます。ちなみに審議番号1番でも端数がついております。</p> <p>補足説明でございます。今2.5%の手数料と申し上げましたが、50万円の2.5%というのは1万2千500円、それで2万5千円というのは下限値がございます。2万5千円以下の金額が出た場合、2万5千円が最低額ということですので、8ページは下限値の2万5千円、その前に戻っていただきまして、6ページの分についても、手数料の2万5千円が入っていると読み取りいただければと思います。</p>
高 嶋 委 員	農地を水田利用という名目で買うじゃないですか。もしその時に水田目的じゃなくて、例えば転用して、ハウスとかそういうのに使っても問題はないんですか。
議 長	農業に従事する事だったら問題ないです。
高 嶋 委 員	水田利用と書いてあってもかまわないということですね。
議 長	これは推進機構を通して税金がかからないようにする目的ですので。
高 嶋 委 員	それで土地を取得するじゃないですか。その土地に自分でハウスをたて

て、そのハウスを人に貸してもいいんでしょうか。

議長　そこは賃借だから問題ないんじゃないでしょうか。ただ、下限面積があるじゃないですか。他のところでもあるんですよ。ハウスが2反くらいしかいらなないんだけど、4反か5反ないとできないから、なかなか借りられなくて、残りの2反か3反は利用権設定させてもらってというような状況でというのはありますね。その課題がクリアできれば良いと思います。

高嶋委員　この資金を使って取得した農地を人に貸しても問題ないということですね。ありがとうございました。

議長　それでは採決いたします。議案第17号審議番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

全委員　(挙手)

議長　全員賛成ですので、議案第17号審議番号2は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、その他事項を事務局よりお願いします。

その他事項

- ・非農地証明について
- ・農地利用意向調査の送付について
- ・農福連携について

次回の農業委員会は11月10日水曜日に行います。以上をもちまして桂川町農業委員会第7回総会を閉会します。

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証明するため署名する。

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____